|    | 节仰5十尺 阳石尺亚ず未有 見     |                          |                          |                                    |   |  |
|----|---------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------------------|---|--|
| 番号 | 商号又は名称              | 住 所                      | 指名停止期間                   | 要 綱<br>適用条項                        | 指名停止理由  |  |
| 1  | ネッツトヨタ愛知株式会社 法人部    | 名古屋市瑞穂区堀田通一丁<br>目3番地     | 自:令和3年4月2日<br>至:令和3年5月1日 |                                    | 該当者が、豊橋市内の事業場において車検に必要な点検及<br>び検査の一部を省略するなど道路運送車両法に違反したと<br>して、令和3年3月30日に中部運輸局から指定自動車整備<br>事業の指定の取り消し等の行政処分を受けたことによる。   |  |
| 2  | 丸正電機工業株式会社          | 名古屋市港区辰巳町24番14<br>号      | 自:令和3年4月2日<br>至:令和3年7月1日 | 第3第1項及び別表<br>第1第6号                 | 該当者が、令和3年3月24日に財政局で執行した「北部市場特別高圧受変電設備等保守委託」及び「市庁舎電灯動力受変電設備点検保守委託」の入札後資格確認型一般競争入札において、落札決定後に契約の締結を辞退したことによる。   |  |
| 3  | 株式会社原田工務店           | 名古屋市北区東味鋺1丁目1<br>313番地   | 自:令和3年4月2日<br>至:令和3年6月1日 | 第3第1項、第6第2<br>項(1)及び別表第1<br>第4号(2) | 該当者が、交通局が発注した「今池駅の施設改良工事その2<br>(建築工事)」の作業現場において、安全管理の措置が不適<br>切であったため、令和3年3月16日に地下鉄東山線及び桜<br>通線の全区間で一時運転を見合わせ、また、桜通線連絡用<br>エスカレーター2基が焼損する公衆損害事故を生じさせたこと<br>による。 |  |
| 4  | 株式会社ナゴヤクリーン         | 名古屋市千種区内山3丁目7<br>番3号     | 自:令和3年4月5日<br>至:令和3年5月4日 | 第3第1項及び別表<br>第1第4号(2)              | 該当者が、緑政土木局が発注した「車道清掃業務委託(中村・中川)」の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和3年3月20日に作業現場付近に停車中のバイクの乗員が負傷する公衆損害事故を生じさせたことによる。  |  |
| 5  | 株式会社森組 大阪本店         | 大阪府大阪市中央区道修町<br>四丁目5番17号 | 自:令和3年5月11日              | 第3第1項及び別表<br>第1第5号(2)              | <br>  該当者が、上下水道局の発注した「第7次中村中部雨水調整<br> 池流入管下水道築造工事」の作業現場において、安全管理  |  |
|    | ヤスダエンジニアリング株式<br>会社 | 大阪府大阪市浪速区塩草3丁<br>目2番26号  | 至:令和3年5月24日              | 第3第1項、第4第1<br>項及び別表第1第5<br>号(2)    | の措置が不適切であったため、令和3年4月21日に作業員が<br>負傷する関係者事故を生じさせたことによる。   |  |

| 番号 | 商号又は名称   | 住 所                    | 指名停止期間  | 要 網   適用条項                      | 指名停止理由  |
|----|--|------------------------|---|---------------------------------|---|
| 6  | 株式会社岩松建設                                       | 名古屋市中村区宿跡町2丁目<br>2番地の4 | 自:令和3年5月12日<br>至:令和3年6月11日                                |                                 | 該当者が、緑政土木局が発注した「小幡南1号水路改良工事<br>(その2)」の作業現場において、安全管理の措置が不適切で<br>あったため、令和3年4月20日に通行者が負傷する公衆損害<br>事故を生じさせたことによる。               |
| 7  | 三重交通株式会社                                       |                        | 自:令和3年5月24日<br>至:令和3年6月23日                                | 第3第1項及び別表<br>第2第6号(2)イ          | 該当者が、南伊勢町営バスの運行において道路運送法に違<br>反したとして、令和3年5月20日に中部運輸局から車両使用<br>停止処分の行政処分を受けたことによる。   |
| 8  | 株式会社青山工務店                                      | 名古屋市名東区亀の井二丁<br>目45番地  | 自:令和3年5月24日<br>至:令和3年6月6日                                 | 第3第1項及び別表<br>第1第5号(2)           | 該当者が、緑政土木局の発注した「舗装道補修工事(中村-7)、側溝等改良工事(中村-8)及び掘削後復旧工事(中村-10)」の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和3年5月10日に作業員が負傷する関係者事故を生じさせたことによる。 |
| 9  | 岩間造園株式会社 名古屋市瑞穂区中山町六丁<br>目三番地の二<br>自:令和3年6月14日 | 第3第1項及び別表<br>第1第5号(2)  | 該当者が、緑政土木局の発注した「公園植物その他管理委<br>託(瑞-2)」の作業現場において、安全管理の措置が不適 |                                 |   |
| 3  | 大地造園土木有限会社                                     | 名古屋市守山区川北町191<br>番地    | 至:令和3年6月27日   | 第3第1項、第4第1<br>項及び別表第1第5<br>号(2) | 切であったため、令和3年5月27日に作業員が負傷する関係<br>者事故を生じさせたことによる。   |
| 10 | 東京電力エナジーパート<br>ナー株式会社                          | 東京都千代田区内幸町1丁目<br>1番3号  |   | 第3第1項及び別表<br>第2第6号(2)イ          | 該当者が、電話勧誘販売において一部不適切な営業行為があったなど特定商取引法に違反したとして、令和3年6月25日に消費者庁から一部電話勧誘販売業務に関し業務停止命令の行政処分を受けたことによる。                            |

|    | 1746 人 16411 亚子木片 另   |                          |                             |                                 |   |  |
|----|-----------------------|--------------------------|-----------------------------|---------------------------------|---|--|
| 番号 | 商号又は名称                | 住 所                      | 指名停止期間                      | 要 綱<br>適用条項                     | 指名停止理由  |  |
| 11 | 名古屋上下水道総合サービ<br>ス株式会社 | 名古屋市中村区竹橋町35番<br>22号     | 自:令和3年7月21日<br>至:令和3年8月3日   | 第3第1項及び別表<br>第1第5号(2)           | 該当者が、上下水道局の発注した「富田ポンプ所始め10箇所運転管理等業務委託」の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和3年7月2日に作業員が負傷する関係者事故を生じさせたことによる。  |  |
| 12 | 明和商事                  | 名古屋市緑区浦里5丁目198<br>番地     | 自:令和3年8月3日<br>至:令和3年11月2日   | 第3第1項及び別表<br>第1第6号              | 該当者が、令和3年7月30日に財政局で執行した「鉄廃材<br>(広域河川堀川改修工事他)の売り払い」の指名競争入札に<br>おいて、落札決定後に契約の締結を辞退したことによる。  |  |
| 13 | 木津建築設計事務所             | 名古屋市南区豊一丁目48番<br>15号     | 自:令和3年8月4日<br>至:令和3年10月3日   | 第3第1項及び別表<br>第1第3号              | 住宅都市局が発注した案件「向陽高リニューアル改修設計委託」(契約日:令和3年7月12日)において、該当者から令和3年8月3日付けで業務が続行不能である旨の届が提出されたことにより、名古屋市住宅都市局建築設計業務委託契約約款第38条第9号に基づき、令和3年8月4日付けで契約を解除したことによる。 |  |
| 14 | 株式会社竹居組               | 名古屋市天白区元八事1丁目<br>54番地    | 自:令和3年10月8日<br>至:令和3年10月21日 | 第3第1項及び別表<br>第1第5号(2)           | <br>  該当者が、上下水道局の発注した「道路掘削跡復旧工事(単<br> 価契約)第8工区」の作業現場において、安全管理の措置が   |  |
| 17 | 株式会社木村組               | 名古屋市昭和区川名本町二<br>丁目58番地の3 |                             | 第3第1項、第4第1<br>項及び別表第1第5<br>号(2) | 不適切であったため、令和3年9月15日に作業員が負傷する関係者事故を生じさせたことによる。   |  |

|    | 17410千尺 1147 行业事業有 見      |                         |                              |                                 |  |  |
|----|---------------------------|-------------------------|------------------------------|---------------------------------|--|--|
| 番号 | 商号又は名称                    | 住 所                     | 指名停止期間                       | 要 綱<br>適用条項                     | 指名停止理由   |  |
| 15 | 西日本電信電話株式会社東海支店           | 名古屋市中区大須四丁目9番<br>60号    |                              | 第3第1項、第7第1<br>項(3)及び別表第1<br>第9号 | 該当者が、教育委員会の発注した「名古屋市立小・中・特別<br>支援・高等学校の固定電話通信サービスの提供」の電話回<br>線開通工事の作業現場において、安全管理の措置が不適切                      |  |
| 13 | シーキューブ株式会社                | 名古屋市中区門前町1番51<br>号      | 至:令和3年11月18日                 | 第3第1項、第4第1<br>項及び別表第1第9<br>号    | であったため、令和3年7月21日に作業員が死亡する関係者事故を生じさせたことによる。   |  |
|    | JFEエンジニアリング株式会<br>社 名古屋支店 | 名古屋市中村区名駅三丁目2<br>8番12号  | 自: 令和3年11月5日                 | 第3第1項及び別表<br>第1第5号(2)           | 該当者が、環境局の発注した「富田工場焼却炉及び関連機<br>器定期整備工事」の作業現場において、安全管理の措置が   |  |
| 16 | 株式会社日本機械製作所               | 名古屋市港区東蟹田2040番<br>地     | 至:令和3年11月18日                 | 第3第1項、第4第1<br>項及び別表第1第5<br>号(2) | 不適切であったため、令和3年10月16日に作業員が負傷する関係者事故を生じさせたことによる。   |  |
| 17 | 株式会社服部工務店                 | 名古屋市南区芝町181-1           | 自:令和3年11月12日<br>至:令和3年12月11日 |                                 | 該当者及び該当者の使用人が、愛知県豊明市における工場<br>大規模改修工事において労働災害を発生させ、令和3年6月<br>28日に名古屋区検察庁から労働安全衛生法違反の罪で略<br>式起訴されたことによる。      |  |
| 18 | 株式会社バウハウス丸栄               | 岐阜県羽島郡岐南町上印食<br>五丁目82番地 | 自:令和3年11月12日<br>至:令和3年11月25日 |                                 | 該当者が、教育委員会の発注した「供米田中学校トイレ洋式<br>化改修工事」の作業現場において、安全管理の措置が不適<br>切であったため、令和3年10月5日に作業員が負傷する関係<br>者事故を生じさせたことによる。 |  |

| 番号 | 商号又は名称               | 住 所                    | 指名停止期間                       | 要 網   適用条項                      | 指名停止理由  |
|----|----------------------|------------------------|------------------------------|---------------------------------|---|
| 19 | 大和ハウス工業株式会社<br>名古屋支社 | 名古屋市中村区平池町4丁目<br>60番地9 | 自:令和3年11月19日<br>至:令和3年12月18日 |                                 | 該当者が、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたこと及び、資格要件を満たさない者を主任技術者並びに監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第15条第2号及び同法第26条の規定に違反するとして、令和3年11月17日に近畿地方整備局より営業停止命令の行政処分を受けたことによる。 |
| 20 | 株式会社本陣               | 名古屋市東区矢田南三丁目1<br>3番7号  | <br> <br> 自:令和3年11月22日       | 第3第1項及び別表<br>第1第4号(2)           | 該当者が、緑政土木局が発注した「街路樹管理委託(東一2)<br>及び道路除草管理委託(東一1)」の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和3年11月5日に通行者が負傷する公衆損害事故を生じさせたことによる。  |
| 20 | 有限会社青地造園土木           | 名古屋市北区楠一丁目1302<br>番地の2 | 至:令和3年12月21日                 | 第3第1項、第4第1<br>項及び別表第1第4<br>号(2) |   |
| 21 | 有限会社不二園              | 愛知県あま市坂牧郷101番地         | 自:令和3年12月2日<br>至:令和4年1月1日    | 第3第1項及び別表<br>第1第8号              | 該当者及び該当者の使用人が、愛知県あま市における小中<br>学校樹木剪定等業務において労働災害を発生させ、令和3<br>年6月30日に津島区検察庁から労働安全衛生法違反の罪で<br>略式起訴されたことによる。  |
| 22 | ナグラ産業株式会社            | 名古屋市北区石園町3丁目2<br>2番地   | 自:令和3年12月28日<br>至:令和4年2月27日  | 第3第1項及び別表<br>第1第3号              | 住宅都市局が発注した案件「中文化センター外壁その他改修工事」(契約日:令和3年11月24日)において、該当者から令和3年12月23日付けで業務が続行不能である旨の届が提出されたことにより、名古屋市工事請負契約約款第43条第5号に基づき、令和3年12月28日付けで契約を解除したことによる。            |
| 23 | 名鉄自動車整備株式会社<br>名古屋支店 | 名古屋市緑区曽根二丁目42<br>7番地   | 自:令和4年1月24日<br>至:令和4年2月23日   |                                 | 該当者が、車検に必要な点検の一部を省略するなど道路運送車両法に違反したとして、令和4年1月21日に中部運輸局から指定自動車整備事業の指定の取消しの行政処分を受けたことによる。   |

| 番号 | 商号又は名称                    | 住 所                      | 指名停止期間                     | 要 綱 適用条項              | 指名停止理由   |
|----|---------------------------|--------------------------|----------------------------|-----------------------|--|
| 24 | パシフィックコンサルタンツ株<br>式会社中部支社 | 名古屋市西区名駅一丁目1番<br>17号     | 自:令和4年1月25日                | 第3第1項及び別表<br>第2第3号(2) | 該当者の使用人が、富山市発注の呉羽丘陵フットパス橋梁の<br>設計業務委託に関し、令和4年1月24日に公契約関係競売<br>入札妨害の容疑で逮捕されたことによる。            |
|    | 株式会社ジイケイ設計                | 東京都豊島区高田3丁目37<br>番10号    |                            |                       |  |
| 25 | 公益社団法人名古屋市シル<br>バー人材センター  | 名古屋市昭和区御器所通三<br>丁目12番地の1 | 自:令和4年1月27日<br>至:令和4年2月9日  | 第3第1項及び別表<br>第1第5号(2) | 該当者が、環境局の発注した「山田西地域センター管理委託」の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和3年12月28日に作業員が負傷する関係者事故を生じさせたことによる。 |
| 26 |                           | 名古屋市中村区名駅三丁目2<br>8番12号   | 自:令和4年2月14日<br>至:令和4年5月13日 | 第9第9早(9)              | 該当者の使用人が、沖縄県竹富町発注の海底送水管更新<br>工事に関し、令和4年2月13日に公契約関係競売入札妨害<br>の容疑で逮捕されたことによる。                  |

|    | 中和3十度 相右停止事業有一見       |                         |                          |                                 |   |  |  |
|----|-----------------------|-------------------------|--------------------------|---------------------------------|---|--|--|
| 番号 | 商号又は名称                | 住 所                     | 指名停止期間                   | 要 綱<br>適用条項                     | 指名停止理由  |  |  |
|    | ナカバヤシ株式会社<br>名古屋支店    | 名古屋市熱田区一番二丁目2<br>番6号    | 自:令和4年3月4日<br>至:令和4年4月3日 | 第3第1項、第6第4<br>項及び別表第2第2<br>号(2) |   |  |  |
|    | トッパン・フォームズ株式会社中部事業部   | 名古屋市中区栄3-1-1            | 自:令和4年3月4日<br>至:令和4年5月3日 | 第3第1項及び別表<br>第2第2号(2)           | 該当者が、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月3日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けたことによる。 |  |  |
| 27 | 小林クリエイト株式会社<br>中部営業部  | 名古屋市中区錦一丁目17番<br>13号    |                          |                                 |   |  |  |
| 21 | 東洋印刷株式会社              | 京都府京都市伏見区中島中<br>道町133番地 |                          |                                 |   |  |  |
|    | 株式会社イセトー<br>名古屋支店     | 名古屋市中区栄1-2-7            |                          |                                 |   |  |  |
|    | カワセコンピュータサプライ株<br>式会社 | 名古屋市西区名駅3丁目9番<br>37号    |                          |                                 |   |  |  |

|    | 17460 / 及 1641 1 五 4 木 日 |                      |             |             |   |  |  |
|----|--------------------------|----------------------|-------------|-------------|---|--|--|
| 番号 | 商号又は名称                   | 住 所                  | 指名停止期間      | 要 綱<br>適用条項 | 指名停止理由  |  |  |
| 28 | 株式会社ダイワ                  | 名古屋市千種区萱場一丁目4<br>番4号 |             |             | 該当者が、緑政土木局の発注した「(主)県道名古屋中環状線舗装道補修工事(名-1)及び交通安全施設整備工事(名-13)(週休2日)」の作業現場において、安全管理の措置が |  |  |
| 20 | 大有建設株式会社                 | 名古屋市中区金山五丁目14<br>番2号 | 至:令和4年3月30日 |             | 不適切であったため、令和4年2月1日に作業員が負傷する<br>関係者事故を生じさせたことによる。                                    |  |  |